

前提として農基法農政の展開が一定の結実をみたことについての報告であった。

その結実について、農政のなかでの評価をめぐって渡辺報告において農業生産の変革にたいして大きな要因となつた豊川用水についてみれば、その着工当時行政が狙っていた農業とはズレた結果が、今日の渥美農業ではないか、また行政のモデルとみなすならば当初の行政モデルではないのではないか、と質問にたいして用水開通と時期的に符合した農基法農政の「モデル」であるため、その点でむしろ政策の準備になかつたものを推進した主体として、行政と村落を媒介した農業改良普及所、役場、村落の先導者などの動向にヨリ注目すべきであろうとの報告者の回答があつた。

豊川用水の開通と渥美農業の展開を施設園芸農業を中心として取り上げた報告（渡辺会員）と長野県川上村を事例に入会林野と近代的野菜生産を対象とした報告（岩崎会員）をめぐる質疑、さらにそれにもとづいた今年度の村研共通課題、「農政と村落」にかかるわらせての討論は、つぎのようであった。

二つの報告事例は、六〇年代以降農業生産の変容が著しいという共通の特徴をもつてゐる。農基法農政に呼応しながら、かつての寒村といふ様相は一変し、農家所得の高額に象徴される。「豊かな農業村落」となつた。ために、事例村落がとともに農基法農政の成功した事例という評価がその農業経営に与えられている村落である。

まず、渡辺報告は、渥美農業の農業変革のうえで豊川用水の着工段階からの問題を取り上げて、その開通による農業生産における条件整備を

ついで、山村の特殊的・前近代的な制度（入会林野）を柱とした村落の展開をとらえた岩崎報告において、一山村の近代化過程において林野保護組合というすがたをとつた土地所有の再編成のけつか部落共同体として存続する村落が、農基法農政による各種補助事業の導入によって、高原野菜生産地帯としてめざましく変容したことが示された。

その報告にかんする質疑では入会権の性格、林野保護組合という村落構造の特殊性にふれる問題が出されたが、農政に対置された、いわば受

け皿としての村落という観点から、さきの農政のモデル論は深化をみた。

二つの事例村落はともに恵まれなかつた村落が六〇年代から今日にかけて全国で有数の農業村落へと転換したということをどのように説明するのか、という問い合わせに集約される問題であった。そこに村落への視点が必然性をもつてくる。そのばあい農基法農政が重要な目標とした構造改善、とりわけ自立経営育成は、けつきよく村落ぐるみで達成されたととらえうること、今日地域農政というなかで村落に着眼する農政の姿勢の転換をみると、両事例村落の成功は農政があつたから成功したとは必ずしもいえない面をもつのではないか（農業生産力のテコ入れはあるとしても）と問われ、川上村の事例など、生産基盤（林野）まで含めて農民が村落を守ってきたからであり、そこには行政がとらえていなかつた「村落」がその農政の展開のなかで生きていたといえるのであり、そこに行政と村落のズレが指摘でき、それが村落の固有性・特殊性の表現でもあるということであった。

そうした村落のあり方がきわめて先進的な農業生産の展開にとって大きな要因であったとするならば、その成功は同時に農民の意識も含めて農民像までの変革を伴なつていてものなのだろうか、という問題へと討論はすすんだ。それについては、農業生産上の先進性に村落の特殊性はみとめうるとしてもその村落を支える農民像の意識・生活・慣行などの問題にかんする変革にはつながつていないのでないか、そのため補助事業依存の先進性ということがいえ、その先進性は村落が農民個々までおりての主体的な変革とは同時進行ではなく、むしろ村落の論理が前面にでていることにつながらり、それが農政の対応に変化を促がす面（例え

ば上述の地域農政という発想）がみられるのではないか、など主張された。

そして、その農業の近代化過程において、今日農民の生活から村落をとらえる場合、生産競争、農地障害、農民の健康、ひいては村落の存在そのものにかかわる問題が生じつゝあることなどの指摘に、村落のもつ問題が農民生活のなかから噴出しつつある状況は、今日の「農政と村落」をめぐる課題のひとつがそこに見い出されるといえないだろうか。

（交野記）